

2022年7月25日

千葉地方最低賃金審議会  
会長 大澤 克之助 様

日本労働組合総連合会千葉県連合会  
会 長

## 千葉県最低賃金改正に対する意見書

千葉県最低賃金に関するこれまでの、真摯なご対応に対し敬意を表します。

さて、現在の千葉県の最低賃金は925円となっておりますが、この水準は年間2,000時間働いても年収190万円となり、ワーキングプアと言われている年収200万円にも届かない水準となっております。

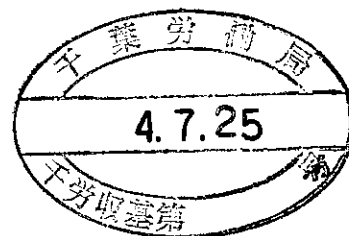
昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあるなかにおいても中央の審議会より示された目安額どおり千葉県では28円の有額での結審となりましたが、依然として最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えません。

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、賃金のセーフティネットたる最低賃金制度は極めて重要です。

さらに、地域間格差も深刻な問題です。千葉県の地域別最低賃金はAランクに位置していますが、最高額である東京都と最低額の千葉県では、時給にして88円もの差が生じています。特定の産業・業種では依然として厳しい雇用情勢が続いていますが「地域間格差の縮小を求める意見」を重視し、88円という額差が改善しなければ、地方部から都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。こうした状況を勘案し、千葉県はAランクの中で最下位の水準に位置しているとともに、すでに東京や神奈川は1,000円を超える水準となっていることから、千葉県も1,000円に向けたロードマップを強く意識して議論すべきと考えております。

千葉地方最低賃金審議会においては、県内における労働者の生計費及び賃金を重視しつつ、外部労働市場の賃金水準等も参考に、労働の対価として相応しい最低賃金水準について真摯な審議が求められています。

貴審議会におかれましては、重要度が増す最低賃金の実効性を担保すべく、下記の事項に取り組まれるよう意見するものです。



## 記

1. 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしい水準を目指した改定額が決定されるよう強い指導を行うこと。

なお、コロナ禍の収束が見通せない中、一部の産業・業種が厳しい経営環境下にあることは承知するものの、過去類をみない規模での各種政策支援により事業環境は支えられている。一方、最低賃金近傍で働く労働者は解雇や勤務日数の減少等により収入が激減するなど生活の困窮度は深刻さを増している。したがって、本年度は、公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で、最低賃金決定の三要素に基づく議論を尽くし、最低賃金法第 1 条に定める目的が達せられる改定額が決定されるよう審議会運営に努めること。

2. 連合がマーケットバスケット方式で、最低必要生計費を満たす賃金水準としてのリビングウェイジを示している千葉県の指標 1,070 円（成人単身）の早期実現を目指すこと
3. 地域別最低賃金の審議をするにあたっては、地域の労働者の実態についても反映した内容の審議とすること。
4. 千葉県からの労働力の流出防止等の観点からも、近隣県との最低賃金の格差是正について配慮した審議とすること。

以上